

# 建設業における労働災害 が多発しています！！

## 米子労働基準監督署からのお知らせ

鳥取県内の建設業における労働災害が**激増**しています。この状況を受け、鳥取労働局長は、平成 29 年 6 月 26 日付けで公共工事の発注機関である県及び国並びに建設関係団体に対して通達「建設業における労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）」を発出し、さらなる労働災害防止対策の徹底を図るよう要請しています。

平成 29 年 6 月末現在の労働災害発生状況によりますと、米子労働基準監督署管内においても、建設業における休業 4 日以上の死傷者数は **17 人** で、前年同期（8 人）と比べて **2 倍を上回り激増**しています。

また、この労働災害発生状況を分析してみますと、**17 人のうち半数を上回る 9 人は「墜落・転落」による災害であり、この人数は平成 28 年 1 年間の数値（6 人）をすでに上回っています。**

そこで、建設現場における「墜落・転落」災害防止のためのチェックリストを作成しましたので、ご活用いただき、より一層の労働災害防止対策の取り組みをよろしくをお願いします。

表 平成 29 年労働災害発生状況（休業 4 日以上死傷者数。平成 29 年 6 月末現在）

|           | 鳥取県全体     |           |         | 米子署管内     |         |         |
|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|---------|---------|
|           | 平成 29 年   | 平成 28 年   | 増減率 (%) | 平成 29 年   | 平成 28 年 | 増減率 (%) |
| 全産業       | 231 ( 2 ) | 178 ( 1 ) | 29.8    | 112 ( 1 ) | 91      | 23.1    |
| 建設業       | 51 ( 2 )  | 23        | 121.7   | 17 ( 1 )  | 8       | 112.5   |
| 土木工事業     | 18 ( 2 )  | 13        | 38.5    | 6 ( 1 )   | 3       | 100.0   |
| 建築工事業     | 26        | 8         | 225.0   | 6         | 3       | 100.0   |
| 木造家屋建築工事業 | 13        | 1         | 1200.0  | 0         | 1       | -100.0  |
| その他の建築工事業 | 13        | 7         | 85.7    | 6         | 2       | 200.0   |
| その他の建築業   | 7         | 2         | 250.0   | 5         | 2       | 150.0   |

平成 28 年の数値は前年同期（平成 28 年 6 月末）のもの。（ ）内は死亡者数で内数です。

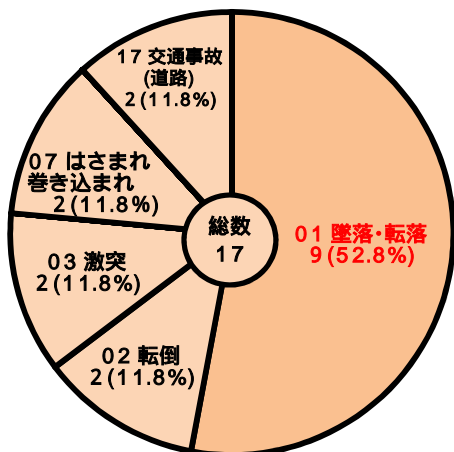


図 1 平成 29 年 6 月末現在の米子署管内の建設業における事故の型別労働災害発生割合（休業 4 日以上死傷者数。速報値）

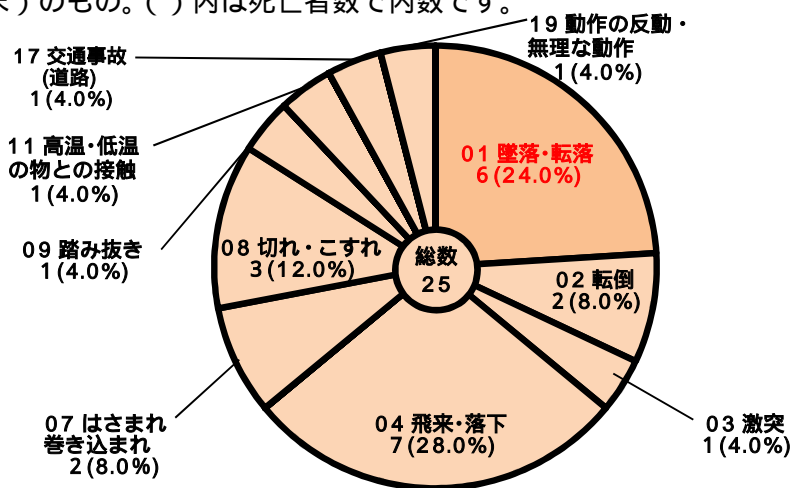


図 2 平成 28 年 1 年間の米子署管内の建設業における事故の型別労働災害発生割合（休業 4 日以上死傷者数。確定値。）

# 墜落・転落防止チェックリスト

|                                 | 項番                         | チェック項目                                                                   | チェック                                                                                          |  |
|---------------------------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 高<br>所<br>作<br>業                | 1                          | 作業者に保護帽（墜落時保護用）及び安全帯を着用させているか                                            |                                                                                               |  |
|                                 | 2                          | 高さ 2 m 以上の箇所には足場等を組み立て作業床を設けているか                                         |                                                                                               |  |
|                                 | 3                          | 高さ 2 m 以上の箇所に足場等の組み立てによる作業床の設置が困難なときは、防網を張り、作業者に安全帯を使わせているか。             |                                                                                               |  |
|                                 | 4                          | 高さ 1.5 m 以上の箇所に昇降設備を設けているか                                               |                                                                                               |  |
|                                 | 5                          | 作業床の開口部及び端部には墜落防止用の手すり・覆いを設けているか                                         |                                                                                               |  |
|                                 | 6                          | 手すり・覆いの設置が困難な場所には、作業者に安全帯を使わせているか                                        |                                                                                               |  |
|                                 | 7                          | 安全帯を使わせるときは、それを安全に取り付けるための設備を設けているか                                      |                                                                                               |  |
|                                 | 8                          | 安全帯取付設備の異常の有無について随時点検しているか                                               |                                                                                               |  |
|                                 | 足<br>場                     | 9                                                                        | 作業開始前に墜落防止措置が確保されているか点検をしているか                                                                 |  |
|                                 |                            | 10                                                                       | 悪天候，中震以上の地震，足場の変更・一部解体後の作業開始前に足場材の緩み・損傷・脱落の有無を点検しているか                                         |  |
|                                 |                            | 11                                                                       | 床材は 2 以上支持物に緊結されているか                                                                          |  |
|                                 |                            | 12                                                                       | 作業床の端部には手すり(85cm 以上)及び中棧(35～50cm)を設けているか<br>( 桙組足場 交さ筋交及び 15cm 以上 40cm 以下の棧又は幅 15 c m 以上の幅木 ) |  |
|                                 |                            | 13                                                                       | 作業床の幅は 40cm 以上あるか                                                                             |  |
|                                 |                            | 14                                                                       | 作業床間の隙間は 3 cm 以下であるか                                                                          |  |
|                                 |                            | 15                                                                       | 足場の建地と作業床端部とのすき間が 12cm 未満となっているか                                                              |  |
|                                 |                            | 16                                                                       | 足場の脚部についてベース金具及び根がらみ等を設けているか                                                                  |  |
|                                 |                            | 17                                                                       | 壁つなぎ又は控えを設けているか<br>( 間隔：桙組足場 垂直 9 m・水平 8 m，単管足場 垂直 5 m・水平 5.5 m )                             |  |
|                                 |                            | 18                                                                       | 作業床の上に資材等が置いたままになっていないか                                                                       |  |
|                                 | 組<br>立<br>・<br>解<br>体<br>時 | 19                                                                       | 足場の組立・解体作業に従事する者は法定の特別教育を受けているか(高さ問わず)                                                        |  |
|                                 |                            | 20                                                                       | 高さ 5 m 以上の足場のときには、足場の組立等作業主任者（法定の有資格者から選任）を立ち合わせ、作業者に対して直接指揮を行わせているか                          |  |
|                                 |                            | 21                                                                       | 高さ 2 m 以上のときは、作業床の幅は 40cm 以上であるか                                                              |  |
|                                 |                            | 22                                                                       | 高さ 2 m 以上のときは、安全帯取付設備を設けた上で安全帯を使用させているか                                                       |  |
| は<br>し<br>ご<br>・<br>脚<br>立      | 23                         | はしごや脚立の使用自体を避けられないか<br>( ローリングタワー・手すり付き脚立・可搬式作業台（たちうま）は使えないか )           |                                                                                               |  |
|                                 |                            | はしご・脚立を使わざるを得ないとき（高さ 2 m 以上のときは項目 6～8 の措置必要）                             |                                                                                               |  |
|                                 | 24                         | はしご・脚立が丈夫な構造で損傷・腐食のないことを使用前に確かめているか                                      |                                                                                               |  |
|                                 | 25                         | 脚立を正しい向きに置き、作業者は正しい姿勢で使用しているか<br>( パンフレット「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう」参照。 ) |                                                                                               |  |
|                                 | 26                         | はしごは上部・下部を固定（固定不可のときは別の者が下で支持）しているか                                      |                                                                                               |  |
|                                 | 27                         | はしごの足元に、すべり止めをしているか                                                      |                                                                                               |  |
|                                 | 28                         | はしごの上端を上端床から 60cm 以上突出させているか                                             |                                                                                               |  |
| 29                              | はしごの立て掛け角度は 75° 程度か        |                                                                          |                                                                                               |  |
| ロ<br>ー<br>プ<br>高<br>所<br>作<br>業 | 30                         | ロープ高所作業を行う労働者に対して特別教育を行っているか                                             |                                                                                               |  |
|                                 | 31                         | 作業計画を策定し、これに基づく作業の指揮等を行う作業指揮者を置いているか                                     |                                                                                               |  |
|                                 | 32                         | メインロープ及びライフラインの 2 本のロープを設置しているか。                                         |                                                                                               |  |
|                                 | 33                         | メインロープとライフラインはそれぞれ異なる堅固な支持物に緊結されているか                                     |                                                                                               |  |